

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

30 松地環第1号の4
平成30年（2018年）10月31日

長野県松本地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書（再生活用業の事業範囲変更指定）

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 （第37条第5項含む）	事業計画概要説明会終了報告書 （勧告に基づくものを含む）	○
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容（該当する項のみに記載する）					
氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	株式会社寿バイオ 代表取締役 赤羽 時江 長野県塩尻市大字広丘吉田 670 番地 1					
申請の区分（I）	再生活用業の事業範囲変更指定					
条例 第 37 条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	塩尻市大字広丘吉田 670 番地 1				
	② 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設（エステル化、遠心分離）				
	③ 処理を行う廃棄物の種類	○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） ○遠心分離する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。）				
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	○エステル化施設 5000/日（12時間稼働） ○遠心分離施設 3,0000/日（9時間稼働）				
	⑤ 変更の概要（変更許可等の場合）	<table border="1"><thead><tr><th>新</th><th>旧</th></tr></thead><tbody><tr><td>○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） ○遠心分離する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。）</td><td>○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。）</td></tr></tbody></table>	新	旧	○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） ○遠心分離する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。）	○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。）
	新	旧				
	○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） ○遠心分離する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。）	○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。）				
⑥ 周辺地域の範囲及びその根拠	（範囲）塩尻市広丘吉田3区及び5区 （根拠）廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)					
⑦ 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	（範囲）塩尻市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者					

条 例 第 37 条		周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号
	⑧ 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 平成 30 年 10 月 3 日 (水) 午後 6 時から (場所) 吉田西防災コミュニティセンター (塩尻市大字広丘吉田 440 番地 3)
	⑨ 事業計画概要説明会終了報告書の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 長野県松本地域振興局環境課 (期間) 平成 30 年 11 月 1 日 (木) ~ 11 月 14 日 (水) (土日・祝日その他の県の休日を除く。) (時間) 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時まで

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第 37 条	○第 36 条第 1 項の対象関係市町村長 ○第 36 条第 1 項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15 号	提出期限 平成 30 年 11 月 14 日 (水) 提出先 〒390-0852 松本市大字島立 1020 番地 長野県松本地域振興局環境課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・条例第 41 条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は黒塗りのうえ縦覧されます。
- ・提出書類はいずれも日本工業規格 A 列 4 番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。